

令和4年度婚活イベント開催事業補助金企画提案書作成要領

1 募集内容

独身男女の出会いの機会となる文化・スポーツイベント、パーティー、ツアー等、柔軟な発想による幅広い企画提案を募集します。

採択後の企画内容の変更は、原則として認められませんので、天候等に左右される企画は、事業内容の変更を予定した代替案も併せて提案してください。

他の補助事業として採択された事業については、対象となりません。

また、バスツアー等のツアーイベントを企画する場合は、当該イベントが旅行業法に抵触しないよう、特に留意してください（別紙1参照）。

2 事業実施期間

交付決定日から令和5年3月31日まで

3 補助対象者

20歳以上の独身者を対象に1婚活イベントにつき、公募により募集定員10名以上で実施する事業を行う非営利団体若しくは協同組合

※営利企業で実行委員会等を別途組織し、非営利でイベントを実施する場合には、当該実行委員会等は非営利団体として補助対象者となります。ただし、次の要件を満たしてください。

- ・実行委員会等の規約を定めていること。
- ・実行委員会等の委員等（補助事業の実施方法に対して意見、決定権を有する者。単に事業実施を行う者は除く。）には、地域住民で当該補助事業に無償で参加する方を含めてください。（営利企業の従業員のみで構成されている実行委員会等は補助対象となりません。）
- ・実行委員会等として独立した経理を行っていること。

4 補助率・補助上限額

補助率10/10、補助上限額30万円

5 補助対象経費

補助対象経費	内容	
報償費	司会料、講習会等の講師に対する謝礼等	
旅費	司会者、講師等に係る旅費等	
需用費	消耗品費	文具類等
	燃料費	事業に使用するバス等の燃料等
	印刷製本費	印刷代、写真現像等
	医薬材料費	医薬品、包帯等
役務費	通信運搬費	電話料等
	広告料	新聞・テレビ・ラジオ等による広告料
	手数料	送金手数料等
	保険料	損害保険の保険料等
委託料	補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる経費（パンフレット制作費等）	
使用料及び賃借料	会場、自動車等の借り上げ料等	

注) 次の経費は補助対象外

- ・補助事業と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費
- ・補助事業者の内部の者に対する謝金及び委託料

- ・ 飲食又は宿泊を伴う企画における参加者の飲食費及び宿泊費並びにスタッフの飲食費
- ・ 参加者の飲食代がイベント体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料
- ・ 参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品もしくはそれに準ずるもの

6 採択数（予定）

5団体程度

7 応募方法

(1) 提出書類 別添様式1～4

(2) 提出部数 1部

(3) 募集期限 令和4年4月28日 午後5時必着

(4) 提出方法 メール、郵送又は持参

※ メールで大容量ファイルを送信する場合は、県のインターネット環境により受信できない場合もあることから、事前に事業担当者へ連絡してください。

※ 郵送の場合は、封筒表面に「婚活イベント開催事業企画提案書在中」と朱書きしてください。

8 審査

別紙2「婚活イベント開催事業補助金企画提案書審査基準」に基づき、企画提案内容を審査し、採択の可否を決定します。必要に応じて、審査会（プレゼンテーション）を行います。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は無効になる場合があります。

- (1) 企画提案の内容が要綱及び当要領の規定に適合しないもの。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。

9 事業の実施

(1) 補助事業として企画提案が採択された場合は、要綱に基づき交付申請をしていただきます。

(2) 事業終了後20日以内又は令和5年4月20日のいずれか早い日までに、要綱に定める実績報告書を提出していただきます。（イベントの実施概要、男女別の参加者数及びカップリング数、収支決算書等）

10 スケジュール

令和4年4月28日 …… 企画提案書提出期限

令和4年5月下旬 …… 審査会

令和4年6月上旬 …… 審査会結果通知

令和4年6月中旬 …… 採用企画について交付申請書受付・交付決定

令和4年6月下旬～令和5年3月31日まで …… 事業実施期間

11 留意事項

(1) 事業実施に当たっては、参加者の確保に必要な広報を行ってください。

(2) 審査の公平性を高めるため、審査結果についてホームページ等により公表することがあります。

(3) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とします。

(4) 提出物は、返却しません。

(5) 提出された企画提案書等は、選定作業に必要な範囲で複写することがあります。

(6) 提出された企画提案書等は、補助事業者の選定以外の目的で使用しないものとします。

(7) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止します。

(8) 鳥取県では、ボランティアを必要としている団体とボランティアに参加したい方を繋ぐ、鳥取県ボランティア情報サイト「ボランとり」（鳥取県県民参画協働課所管）を運用しています。

婚活イベントでボランティアを活用したい団体は、「ボランとり」のチラシに記載されているお問い合わせ先に御相談ください。

(9) 県等が作成する新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを参考に、感染症拡大防止のための措置を講じてください。

- ・生活衛生営業における事業継続のための鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（ガイドライン）（鳥取県くらしの安心推進課）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291731.htm>

(10) 実施の際は、政府又は県の新型コロナウイルス感染症特設サイトや報道機関等による最新の情報を注視し、各種要請や感染拡大防止のための留意事項等を厳守の上、要請等に応じた中止、延期又は規模縮小等（以下「中止等」という。）の対応を行ってください。

- ・政府（首相官邸）ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

(11) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベント等の開催中止等を行う場合には、事前に相談してください。

12 応募先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県子育て・人財局子育て王国課

電話：0857-26-7148 ファクシミリ：0857-26-7863

電子メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp

婚活イベント・セミナー等の実施にかかる旅行業登録について

広く一般に参加者を募集し、参加者から報酬（参加費等）を得て、参加者のための運送・宿泊サービス、またそれらに伴って行うサービスの代理・媒介・取次等を行うことは、旅行業法上の「旅行業」に該当し、それを営もうとする者は、旅行業法第三条に基づき、旅行業登録が必要となります。

具体的には、バス移動や宿泊を伴う婚活イベント・セミナー等は、これに該当する可能性がありますので御注意下さい。

以下の3点をすべて満たすと旅行業に該当します。

(1) 旅行の対価として報酬を得る

※事業主体が参加者等から金銭を収受していれば、赤字黒字にかかわらず「報酬を得て」いることとみなされます。

(2) 旅行業務（旅行者のための運送・宿泊サービス、またそれらに伴って行うサービスの代理・媒介・取次等）を取り扱う。

※料金を設定し、広く一般に、バスツアー（日帰り、宿泊を問わない）・宿泊ツアーの参加者を募集することは「旅行業」に該当します。

※ただし、会社内での社員旅行・研修旅行、学校が実施する修学旅行等の参加者をその団体内で募集し、参加費のとりまとめを行う行為は「旅行業」には該当しません。

(3) 事業として行う。

※たとえ、公的団体又は非営利団体が実施する事業であっても上記に該当する旅行業を行うためには、旅行業者としての登録が必要となり、無登録のまま旅行業を行うと法律違反となります。

旅行業への該当についてご不明な点がございましたら、鳥取県観光戦略課(0857-26-7421)にお問い合わせください。

婚活イベント開催事業補助金企画提案書審査基準

審査項目	審査の視点
イベント内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント内容が明確にされているか ・ 参加者同士が交流しやすく、カップル成立に繋がるような工夫がなされているか ・ 当日のタイムスケジュールは、準備及び後片付けを含めて適切な運営が確保できるものとなっているか ・ 気候及び天候の変化等への対応を考慮したイベント内容となっているか
事業全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者を集めやすい時期、時間及び料金設定を考えているか ・ 広報活動は的確かつ効果的か ・ 事業全体のスケジュールは、それぞれの項目について開始時期及び終了時期が明確にされた計画的なものとなっているか ・ 収支計画は妥当であるか（自己負担金など現実的な計画となっているか等）
事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施体制及び事業実施責任者その他スタッフの役割が明確になっており、事業の成果をあげるのに十分な期間従事することになっているか ・ 再委託を行う場合は、再委託先との役割分担が明確にされているか
地域人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動する人材の育成及び地域の活性化につながる提案であるか
事業効果の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果を適切に測定するため、イベント参加者の意識変容を把握するためのアンケート等を実施することとしているか
改善内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に2回本補助金を活用して事業を行っている場合、成婚実績があるか、又は過去の事業内で浮かび上がった課題に対応した改善がなされているか
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県又は市町村が主催するイベント（ボランティア作業等を伴うものに限る。）活動と連携するイベントについては加点する。